

～ 管 轄 規 定 ～

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

本大阪弁事処 管轄区域	近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

* 各弁事処の管轄区域

- ・駐日代表処 [03-3280-7800]・・・関東地方 / 甲信越 / 東北地方
- ・横浜弁事処 [045-641-7737]・・・神奈川県 / 静岡県
- ・福岡弁事処 [092-734-2810]・・・九州地方 / 山口県
- ・那覇弁事処 [098-862-7008]・・・沖縄県
- ・札幌弁事処 [011-222-2930]・・・北海道